

⑮ 補償説明

作業の種類	説明資料の作成等（補償説明A）	単位	1権利者	作業条件	
-------	-----------------	----	------	------	--

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費														材料費等				機械経費																			
		編成(A)				所要日数(B)				歩掛り((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考														
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C											技師D	計												
説明資料作成等	内	1.0	2.0		1.0		0.54	1.47		2.28		0.54	2.97		2.28		5.79																						
		外業																																					
		内業										0.54	2.97		2.28		5.79																						
		計										0.54	2.97		2.28		5.79																						

注1 直接人件費=単価×権利者数

作業の種類	補償説明（補償説明B）	単位	1権利者	作業条件	B-ハ
-------	-------------	----	------	------	-----

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費														材料費等				機械経費																									
		編成(A)				所要日数(B)				歩掛り(C)=(A)×(B)						品名	規格	単 位	数 量	備考	機械名	規格	単 位	数 量	備考																				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C											技師D	計																		
補償説明	外		1.0		1.0			1.97			1.97					1.97		1.97		3.94																									
説明方針検討等	内	1.0	1.0		1.0		0.10	0.10		0.58		0.10	0.10		0.58				0.78																										
外業												1.97		1.97		3.94																													
内業											0.10	0.10		0.58		0.78																													
計											0.10	2.07		2.55		4.72																													

注1 本表歩掛は、別紙表1-2のB-ハを基準としたものであり、表1-2の区分によって表1-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費=表1-3の補正単価×表1-2の区分ごとの権利者数

(別紙)

補償説明

補償説明とは、土地改良事業に必要となる土地等の取得等に伴って用地買収又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）及び建物等の移転補償額の積算内容の説明を行うことをいい、その区分は、表1-1によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表1-1

区分	判断基準
補償説明A	用地調査等共通仕様書第10章第133条の移転工法案の検討を行ったもの、又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明B	補償説明A以外のもの。 ただし、補償説明等の項目によって表1-2の区分により行うものとする

表1-2

区分	判断基準
補償説明B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。
同上B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
同上B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。
同上B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

補償説明Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表1-2による区分ごとの補正率は、表1-3により行うものとする。

表1-3

区分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

1 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び現地踏査等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

2 説明資料の作成等

説明資料等の作成は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

3 補償説明

補償説明は、土地、物件調査の配布、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。